

# 企業健診のご案内

労働安全規則では、雇用者は従業員を雇い入れた際と雇用後1年以内ごとに定期的に健康診断を行なうことを義務付けており、実施しなくてはならない健康診断項目が定められています。企業で働く従業員の皆様に相原病院では、定期的な健康診断を実施しております。

## 企業健診の種類

法律により企業に義務づけられている健康診断です。雇用開始時におこなう「雇い入れ時健診」、毎年定期的におこなう「定期健診」があります。また、定期健診は年齢により検査項目が異なり「定期健診A」と「定期健診B」があります。

- ① 雇い入れ時健診：入社時、3ヶ月以内に行う健診
- ② 定期健診A：35才及び40才以上の方  
1年に1回定期的に行う健診（①と同じ内容）
- ③ 定期健診B：34才以下及び36才～39才以上の方  
1年に1回定期的に行う健診

健診項目	定期健診A	定期健診B
基本診察料	○	○
身体計測（身長・体重・BMI）視力、血圧測定	○	○
簡易聴力検査	○	○
胸部X線	○	○
尿検査（蛋白・糖・潜血・ウロビリノーゲン）	○	○
腹囲	○	—
心電図	○	—
貧血検査 （赤血球数・白血球数・血色素量・ヘマトクリット・血小板数）	○	—
肝機能検査 （GOT・GPT・γ-GTP）	○	—
血中脂質検査 （中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール）	○	—
血糖検査	○	—
費用（税込み）／文書料込	¥14,040	¥8,640

※企業・団体割引もございますのでお気軽にご相談ください。

・お一人様で健診を行う場合は、予約は必要ありませんので、直接ご来院下さい。

ご相談からご予約まで、  
お気軽に連絡下さい。

医療法人財団 明理会 相原病院  
〒252-0141  
神奈川県相模原市緑区相原5-12-5  
TEL 042-772-3100  
URL : <http://www.ims.gr.jp/aihara/>

平成29年1月1日

